

県南広域振興局長告示第 132 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第 6 項の規定により、平成 18 年 11 月 8 日から同年 12 月 6 日まで関係書類を縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 7 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

土地改良事業を行う者の名称	地区名	縦覧書類	縦覧場所
花巻市 多田三夫ほか 5 人	黄金沢	当該決定に係る土地改良事業計画書 及び規約の写し	花巻市役所